

令和3年度水力発電の導入加速化補助金(調査事業)

のうち中小水力発電向け機器等に係る調査事業

公募要領

令和3年9月

一般財団法人 新エネルギー財団

目 次

1. 事業の目的	1
2. 業務の内容	1
3. 業務実施期間	2
4. 応募資格について	2
5. 契約の要件	2
6. 応募手続きについて	4
7. 審査・採択について	5
8. 契約について	6
9. 対象経費について	7
10. 説明会の開催	7
11. 応募書類の様式	7

1. 事業の目的

再生可能エネルギーの普及を促進するため、固定価格買取制度等の支援策が講じられており、中小水力発電についても開発が増加しているものの、新規地点の開発が十分に進んでいるとは言いがたい状況である。その要因として新規開発に伴う初期リスクという課題があり、課題の一つに設備費をはじめとしたイニシャルコストの高さが問題として挙げられる。

このため、本事業では、国内外で開発、製造されている中小水力機器、工事を中心にイニシャルコストに関する情報を収集・分析し、国内の新規水力地点の開発促進に資するよう取りまとめることを目的とする。

2. 業務の内容

(1) 中小水力発電設備の標準化、モジュール化に関する調査

中小水力発電の初期費用の低減策の一つとされる水力発電機器の標準化・モジュール化及び土木工事の標準化等について、国内外の事例をもとに、設備・発電容量に応じてその仕様を調査・分析し、標準化・モジュール化の採用や汎用製品の開発にあたっての検討事項を比較整理する。

また、1,000kW未満の水力発電の標準的な仕様の検討に向け、いくつかの設備容量ごとの段階に分け、具体的な水力発電機器や土木工事等の例を収集した上、事例集を作成する。

(例) 海外の事例

- ・米国DOE（エネルギー省）標準モジュール型水力発電プロジェクト
- ・小水力発電標準ユニット（GE社）

(2) 海外製品導入に係る調査

「令和元年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）のうち中小水方向け機器に係る調査事業（新エネルギー財団）」報告書において示された海外製水力発電機のメリット、デメリットについて、機器メーカー、中小水力発電事業者へのヒアリング等により深堀して調査を行い動向やデメリットに対する具体的な対応事例を整理するとともに、コストについて国内製品と比較整理する。

(3) 水力発電の事業性評価（FS）前に必要な情報の整理

発電事業者へアンケートを実施し、水力発電の事業性評価（FS）を行う前に必要な情報を整理する。（アンケート有効回答40社程度）

(4) その他水力開発促進検討に必要となる情報収集及び資料作成

水力開発促進の検討を行う上で必要となるその他情報の収集、整理、資料の作成を行う。内容については調査の進捗に応じて新エネルギー財団と協議し、必要に応じて実施する（3～4テーマ程度実施）。

(5) 報告書の作成

調査報告書及び概要版を作成する。なお、「(1) 中小水力発電設備の標準化、モジュール化に関する調査」については、別冊で報告書及び事例集を作成し、納入すること。

(6) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「密閉」「密集」「密接」を避けるなど十分に配慮して本事業を遂行すること。

また、状況変化があった場合は(一財)新エネルギー財団にすみやかに報告し、協議のうえ、適切な対応を取ること。

3. 業務実施期間

契約締結日～令和4年2月28日まで。

4. 応募資格について

本業務の対象となる事業者は下記(1)～(6)を全て満たすものとする。

- (1) 日本法人(登記法人)であること。共同体を構成する場合は、幹事法人を定めて応募すること。
- (2) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (3) 業務を円滑に遂行するため、十分な経営基盤を有していること。
- (4) 業務を運営・管理できる水力発電に係る専門的能力を有しており、業務を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。
- (5) 水力発電に関する諸法令、国内外の中小水力機器情報に関する知識・知見を有しているほか、水力発電計画の策定に関するノウハウを有しており、本業務を円滑かつ的確に実施できること。
- (6) 委託契約等で民間会社に業務の一部を実施させる場合、民間会社に対して確定検査等を行い、確定検査等で確認した資料の写し等を保管する体制が取れていること。

5. 契約の要件

(1) 契約形態

単年度契約による委託契約

(2) 採択件数

1件

(3) 成果物の納入

- ・調査報告書等電子媒体(CD-R) 1枚

調査報告書、別冊の報告書及び事例集、調査で得られた元データ、二次利用未承諾リストを納入すること。

調査報告書、別冊の報告書及び事例集については、PDF形式に加え、機械判読可能

な形式のファイルも納入すること。

調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「EXCEL 等データ」という。）については、EXCEL 形式等により納入すること。なお、調査報告書、別冊の報告書及び事例集、調査で得られた元データ、二次利用未承諾リストについては、経済産業省資源エネルギー庁に情報提供することを前提とするので、新エネルギー財団以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、了承を得ること。

・ 調査報告書等電子媒体（CD-R） 2枚（公表用）

調査報告書及び概要版、別冊の報告書及び事例集をそれぞれ一つのPDF ファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能なEXCEL 等データを納入すること。

セキュリティ等の観点から、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。

調査報告書及び概要版、別冊の報告書及び事例集は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、新エネルギー財団以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること

公開可能かつ二次利用可能なEXCEL 等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。

◆各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。

◆EXCEL 等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、新エネルギー財団以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとする。調査報告書、調査で得られた元データを納入すること。

(4) 委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として業務完了後の精算払いとする。

(5) 支払額の確定方法

業務終了後、1週間以内に実績報告書を提出すること。

実績報告書に基づき、支払額を確定する。支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、全ての支出には、その支出を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。

また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については支払額の対象外となる可能性もあるので注意すること。

業務完了後においても、経済産業省が、当財団立ち合いのもとに必要に応じて現地調査等を行うことがあるので協力すること。

6. 応募手続きについて

(1) 募集期間

募集開始日：令和3年9月1日

募集締切日：令和3年9月21日[13時必着]

持参又は書留による郵送等（配達記録付き）をお願いします。

※受付時間（平日9：00～12：00及び13：00～17：00）外の提出は受け付けません。また、電子メール、FAXによる提出は受け付けません。

(2) 応募書類について

- a. 応募に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。また、応募書類の様式の大きさは全てA4版で統一し、2穴（ISO838）のA4ファイルに綴じてください。
- b. 以下の書類をA4ファイルに綴じて、2部（正副各1部）提出して下さい。なお、電子媒体（CD-R又はDVD-Rに限る。）については、正本に1部添付して提出してください。ディスクのラベル面には、業務名、事業者名を明記してください。

① 申請書（様式第1）

② 企画提案書（様式第2）

③ 提案額内訳書（様式第3）

なお、共同体で申請する場合には、体制表に基づき、構成会社(団体)ごとの内訳書も作成してください。

④ 申請受理票（様式第4）

⑤ 添付書類

- ・申請者の概要が分かるもの（パンフレット等）
- ・申請者定款
- ・登記簿（履歴事項全部証明書の原本）
- ・財務諸表（直近2ヵ年分）
- ・その他

- c. 提出された応募書類は本業務の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、個々の情報の公表・非公表の取扱については、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。
- d. 応募書類の作成費は経費に含まれません。また、採択の可否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- e. 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、応募

者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

(3) 応募書類の提出先

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目13番2号 イムブル・コジマ2階

一般財団法人 新エネルギー財団 水力地熱本部 水力国際・技術部

『中小水力発電向け機器等に係る調査事業』宛

TEL：03-6810-0374

注1：お問合せは、土日祝を除く9：00～12：00および13：00～17：00に
お願いします。

注2：上記以外の電話番号では、本業務に関するお問合せにはお答えできません。

(4) 資料

当財団のホームページで、公募要領、各種様式等をダウンロードすることが可能です。

(財団のホームページURL：<https://suiryokuhojo.nef.or.jp/>)

(5) その他

応募期間内に予定価格を下回る価格の応募がない場合、応募者に対して再度提出期限
を定めて募集を行います。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

事業者の採択にあたっては、事前に資格審査を行った後、外部有識者で構成される事業
評価委員会（非公開）で審査を行い決定します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて評価を行います。

a. 応募資格

申請者は、「4. 応募資格について」の応募資格を満たしているか。

b. 審査項目

以下の審査項目に基づいて総合的な評価を行います。

(技術面)

(a) 本事業の目的及び目標が明確であるか。また、目的設定及び目標達成に向けた根
拠が具体的か。

(b) 「2. 業務の内容」に書かれた項目が記載されており、事業内容が事業目的に整

合しているか。また、具体的に示されているか。

- (c) 業務の実施方法が記載されており、事業目的、事業内容に整合しているか。また、具体的に示されているか。効果的、効率的な方法が採られているか。
- (d) 事業者独自の創意工夫、提案等があるか。実施後の波及効果が期待できるか。
- (e) 事業スケジュールが具体的に記載されているか。また、スケジュールを適切に管理するためのキーデータ、手順や適切に実施できる根拠、経験が記載されているか。
- (f) 業務遂行可能な人数が確保されており、業務の実施体制、役割分担が事業内容と整合しているか。要員、体制、役割分担が明確か。また、財団からの要望等に迅速、柔軟に対応できる体制が備わっているか。実施体制、管理能力、実務経験やその有効性が適切か。
- (g) 組織の専門知識、ノウハウの蓄積が豊富か。また、従事者の保有スキル・専門知識等が豊富か。
- (h) 業務遂行のための経営基盤、経営能力を有しているか。

(価格面)

- (a) 提案金額が、予定価格の範囲内であるか。
- (b) 提案金額が、より低価格であるか。

(3) プレゼンテーション

提案内容についてプレゼンテーションを行いますので、説明資料の作成をお願いします。なお、発表は申請者（幹事法人、2名以内）が実施し、発表時間は30分以内とします。実施日時等は、応募締切り後に別途連絡します。

(4) 採択結果の通知について

採択された申請者については、一般財団法人新エネルギー財団のホームページで公表するとともに、申請者に対しその旨を書面で通知します。また、採択されなかった申請者に対しても書面で通知します。

8. 契約について

採択された応募者については、一般財団法人新エネルギー財団との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、一般財団法人新エネルギー財団との協議を経て、業務内容・構成、業務規模、金額に変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後業務開始となりますので、あらかじめご承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託

契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行います。

契約締結後、受託者に対し、業務実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 対象経費について

本業務の対象となる経費は、業務の実施に要する経費及び業務成果の取り纏めに必要な経費であり、経費の計上に際しては、経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」に従っていただきます。

業務の実施に要する経費の支払いは、原則として事業期間中に行ってください。例外として、支払が委託事業期間外であっても委託事業期間中に発生し、かつ当該経費の額（支出義務額）が確定しているものであって、事業期間中に支払われていないことに相当な事由があると認められるものについては、委託対象経費として認められます。（請負業者等からの請求書は、補助事業完了日までに受領してください。）

10. 説明会の開催

本業務の内容、提出書類等について説明会を行います。開催日時等は当財団のホームページに掲載します。

11. 応募書類の様式

様式第 1

令和 年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
 会長 市川 祐三 殿

令和 3 年度「水力発電の導入加速化補助金」(調査事業)
 のうち中小水力発電向け機器等に係る調査事業に係る業務申請書

(幹事法人) 申請者	企業・団体名	印
	代表者役職・氏名	
	所在地	郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇
(共同体) 申請者	企業・団体名	印
	代表者役職・氏名	
	所在地	郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇
(共同体) 申請者	企業・団体名	印
	代表者役職・氏名	
	所在地	郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇
連絡担当者	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名)	
	役 職	
	電話番号 (代表・直通)	
	F A X	
	E-mail	

共同体で申請する場合、幹事法人を定め、構成会社毎に記載すること

様式第 2

令和 3 年度「水力発電の導入加速化補助金」(調査事業) のうち中小水力発電向け機器等に係る調査事業に係る企画提案書

1. 業務の概要

- 業務の目的
※業務の目的を具体的に記載すること。
- 業務の目標
※業務の目標を具体的に記載すること。

2. 業務内容

- 業務の内容
※業務で実施する具体的な調査の項目、内容等を記載すること。
- 業務の実施方法
※業務で実施する具体的な調査方法等について記載すること。
※事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託(委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。)することはできません。

3. 業務実施計画

- 作業内容およびスケジュール
※実施する具体的な作業内容とスケジュールについて記載すること。

(記載例)

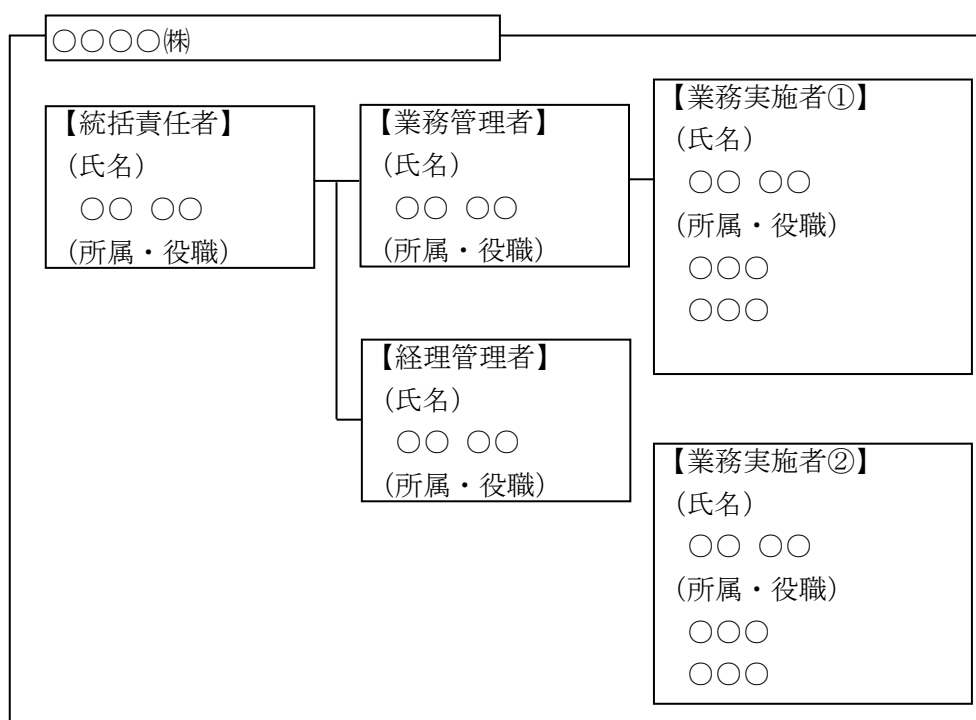
作業内容	令和〇〇年度				備考
	〇月	〇月	〇月	〇月	
1. <項目 1 > 1-1. 〇〇〇〇 1-2. 〇〇〇〇 2. <項目 2 > 3. <項目 3 > 4. <項目 4 >		→		→	

4. 実施体制

- ・業務実施体制図、役割分担

※事業者の実施体制や役割分担について、体制上の役割分担や担当者数が分かるように記載すること。

(記載例)



- ・組織としての専門性、類似業務実績等

※本業務に関連する専門知識、ノウハウ、過去の経験等について記載すること。

また、業務従事予定者の業務経験・保有スキル・専門知識等について記載すること。

5. 経営基盤について

※業務を円滑に行うための経営基盤、管理体制（経理処理体制）について記載すること。

6. 応募資格

※応募資格の各項目について、申請者の状況を記載すること。

7. 添付資料

- ・その他必要な書類

様式第 3

令和 3 年度「水力発電の導入加速化補助金」(調査事業)
のうち中小水力発電向け機器等に係る調査事業に係る提案額内訳書

(単位：円)

経費項目		積算内訳	金額
I. 人件費			
II. 事業費	1. 旅 費		
	2. 会議費		
	3. 謝 金		
	4. 備品費		
	(借料及び賃料)		
	5. 消耗品費		
	6. 印刷製本費		
	7. 補助員人件費		
8. その他諸経費			
III. 再委託・外注費※			
IV. 一般管理費			
V. 消費税			
合 計			

※III.再委託・外注費においては、原則調査事業に係る提案額総額に対する割合が 50%を
超えることはできません。

様式第4

申請受理票

令和 年 月 日

受付番号	
------	--

令和3年度「水力発電の導入加速化補助金」(調査事業)
のうち中小水力発電向け機器等に係る調査事業

申請者

企業・団体等の名称：

企業・団体等代表者役職・氏名 殿

FAX番号 ()

一般財団法人 新エネルギー財団 水力地熱本部 水力国際・技術部
〒170-0013
東京都豊島区東池袋3丁目13番2号 イムブル・コジマ2階
電話 03-6810-0374
FAX 03-6810-0370

本件に関する連絡等につきましては、この受付番号をご使用くださいますようお願い致します。

※ 申請受理票は、申請書、提案書を受理したことを証明する書類ですので、名称、代表者の役職・氏名、FAX番号を記入してください。

※ 本票は、新エネルギー財団より、申請者に対してFAXにて返送します。